

令和5年度における事業者によるダイオキシン類測定結果の概要 (ダイオキシン類対策特別措置法に基づき報告のあった測定結果)

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年1回以上、排出ガス等のダイオキシン類濃度を測定し、その結果を知事又は市町村(※)長に報告することが義務づけられています。また、知事又は市町村長は、その結果を公表することとされています。

この資料は、府が所管する事業所の測定結果及び市町村のとりまとめをもとに府域全域について集計したものです。

※市町村：指定都市、中核市及び府が条例で事務を移譲している市町村の合計30市町村

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、門真市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、南河内郡太子町、南河内郡河南町及び南河内郡千早赤阪村

1 大気基準適用施設に係る排出ガスの測定結果及び排出基準の適合状況

大気基準適用施設243施設のうち、休止等の施設を除いた195施設について報告があり、すべてについて排出基準に適合していました。

表1 大気基準適用施設に係る排出ガスの測定結果の概要

特定施設の種類	報告施設数	測定結果（最小～最大） (ng-TEQ m³N)
製鋼用電気炉	14	0.0000015～1.4
アルミニウム合金製造施設	16	0.038～1.4
廃棄物焼却炉	165	0～6.8

2 廃棄物焼却炉に係る燃え殻及びばいじんの測定結果

廃棄物焼却炉211施設のうち、休止等の施設を除いた燃え殻134施設及びばいじん140施設について報告がありました。

ばいじんについて、1施設で処理基準を超過していたため、改善を指導したところ対策がなされ、事業者による改善確認のための再測定の結果、基準適合が確認されました。その他の処理基準が適用される施設についてはその基準に適合していました（平成12年1月15日以前に設置された施設であって薬剤処理等の処理をする場合、処理基準は適用されません）。

表2 廃棄物焼却炉に係る燃え殻・ばいじんの測定結果の概要

項目	報告施設数	測定結果（最小～最大） (ng-TEQ g)
燃え殻	134	0～2.7
ばいじん	140	0～44

3 水質基準適用事業場に係る排出水の測定結果及び排出基準適合状況

水質基準適用事業場 25 事業場のうち、休止等の事業場を除いた 23 事業場について報告がありました。すべての事業場について、排出基準に適合していました。

表3 水質基準適用事業場に係る排出水の測定結果の概要

事業場の区分	報告 事業場数	測定結果（最小～最大） (pg-TEQ L)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 施設等を有する事業場	3	0.0031 ~ 0.032
下水道終末処理施設を有する 事業場その他	20	0.000087 ~ 0.035

4 公表の方法

事業者から府に報告のあったダイオキシン類測定結果は、大阪府ホームページ「事業者によるダイオキシン類の濃度測定結果」(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/dxn_28jou.html) に掲載しています。

また、市町村に報告のあった測定結果は各自治体にて公表されており、上記ホームページから各自治体のホームページにリンクされています。

《参考》排出基準、処理基準

【大気基準適用施設の排出ガスに係る排出基準】

特定施設の種類（大気基準適用施設）	排出基準（単位：ng-TEQ m ³ N）			
	既設		新設 (平成12年1月16日以後)	
	平成9年12月1日以前	平成9年12月2日～平成12年1月15日		
1 鋳鉄製造用焼結炉	1	1	0.1	
2 製鋼用電気炉	5	0.5	0.5	
3 亜鉛回収施設	10	10	1	
4 アルミニウム合金製造施設	5	5	1	
5 廃棄物焼却炉（火床面積が0.5m ² 以上 上又は焼却能力が50kg/h以上）	4t/h以上	1	0.1	0.1
	2t/h以上4t/h未満	5	1	1
	200kg/h以上2t/h未満	10	5	5
	200kg/h未満	10	5又は10*	5

*平成9年12月2日から平成12年1月15日に設置された200kg/h未満の廃棄物焼却炉のうち、火格子面積が2m²以上のものは排出基準が5ng-TEQ m³Nであり、火格子面積が2m²未満のものは排出基準が10ng-TEQ m³Nです。

【廃棄物焼却炉に係る燃え殻・ばいじんの処理基準】

特定施設の種類	処理基準（単位：ng-TEQ g）
廃棄物焼却炉	3

・既設（平成12年1月15日以前に設置された施設）であって、薬剤処理等の処理をする場合は処理基準が適用されない。

【水質基準適用事業場の排出水に係る排出基準】

	特定施設の種類	排出基準 (単位 : pg-TEQ L)
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃P C B等又はP C B処理物の分解施設及びP C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類（C F C及びH C F C）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	1 から 17 までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	